

福岡市事業系ごみ資源化推進ファンド要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市事業系ごみ資源化推進ファンド条例（平成23年福岡市条例第6号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、福岡市事業系ごみ資源化推進ファンド（以下「基金」という。）を処分して福岡市の事業系ごみの資源化の促進に向けた事業を行うために必要な事項を定めるものとする。

(基金の処分対象事業)

第2条 基金の処分の対象となる事業は、条例第1条に定める基金の設置目的に合致するもので、次の各号に該当する事業とする。

- (1) 事業系ごみの減量・リサイクルに関する普及啓発事業
- (2) 事業系ごみの減量・リサイクルに取り組む事業者への支援事業
- (3) その他必要と認める事業

(運営委員会)

第3条 本市の事業系ごみの資源循環施策の推進にとって投資効果が高いと期待できる分野において、基金を適正に活用していくために、客観的な立場で、技術面、採算面、広域での循環資源の需給バランスの面などを踏まえ、基金の処分対象事業の選定や評価等を行うため、福岡市事業系ごみ資源化推進ファンド運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

2 運営委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

(補助金等の交付)

第4条 基金の処分による補助金等の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）の定めるところによる。

(委任)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年10月1日から施行する。ただし、第3条の規定は平成23年8月3日から施行する。

(施行日前における事業の準備等)

2 この要綱の施行日以後の基金の処分対象事業の実施のために必要な準備行為については、施行日前においても行うことができる。